

# 令和6年度 真庭市立月田小学校 いじめ防止基本方針

## いじめに関する現状と課題

令和5年度、本校において複数のいじめを把握している。また、いじめには至っていないが、言動を巡って友達とトラブルになったり、同級生との間で孤立したりする児童も見られた。保護者や学校外の関係機関と連携を図りながら継続的に経過観察をしていく必要がある事案もあった。いじめ未然防止の取組はもちろんのこと、軽微な事案でも情報共有し、積極的に認知を行い継続的に指導・経過観察を行っていく体制を作っている。より強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、組織的に適切な対応することの意義などについて、教職員の研修を充実させていくことも必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、危機管理委員会には、校長・教頭・教務・生徒指導主事・必要に応じて担任が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童のインターネット利用実態等を踏まえ、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。
  - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
  - ・いじめの早期発見のために、遊び調査、生活アンケート、教育相談週間を一連の流れとして実施し、得られた情報を教職員間で共有を図る。また、Q-Uテストを活用し、落ち着いた学級作りに努める。
- <重点となる取組>
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
  - ・「人権週間」において、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
  - ・児童のインターネット等利用実態を踏まえ、児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>&lt;連携の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校はいじめ問題への取組について、基本方針を月田奨学会総会や入学説明会等で保護者に説明し理解を得るとともに、児童朝礼などの場を使って児童にも基本方針を説明する。また、学年懇談会では生活アンケート等について保護者と意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。</li> <li>・学校評議員やボランティアの協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。</li> <li>・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のための月田奨学会員対象の研修会を実施する。</li> <li>・学校だよりで、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し活用を促す。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">危 機 管 理 委 員 会</p> <p>&lt;委員会の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応</li> <li>&lt;委員会の開催時期&gt;</li> <li>・月1回の定例会及び必要に応じて随時開催</li> <li>&lt;委員会内容の教職員への伝達&gt;</li> <li>・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。</li> <li>&lt;構成メンバー&gt;</li> <li>・校外 学校運営協議会委員、月田奨学会会長 等</li> <li>・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任 等</li> </ul> <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p>&lt;連携機関名&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真庭市教育委員会</li> <li>・真庭市子育て支援課</li> <li>・真庭市勝山振興局</li> <li>・津山児童相談所</li> </ul> <p>&lt;学校側の窓口&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長、教頭、生徒指導主事</li> </ul> <p>&lt;連携機関名&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真庭警察署</li> </ul> <p>&lt;連携の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行防止教室の実施</li> <li>・定期的な情報交換、連絡会議の開催</li> </ul> <p>&lt;学校側の窓口&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長、教頭、生徒指導主事</li> </ul>

## 学校が実施する取組

① い じ め の 防 止	<p>(校内指導体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理委員会を中心とした教職員の共通理解を図り、生徒指導体制や教育相談体制を確立し、いじめ防止の取組を体系的・組織的に行う。</li> <li>(人権意識の高揚、人間関係づくり)</li> <li>・児童の訴える力の育成や見て見ぬふりをせず、互いに支え合う風土を培い、児童がいじめの問題を自分の事として捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る。</li> <li>・がいじめ防止の意識を高めるための取組(ポスター・川柳・あいさつ運動等)を進める。</li> <li>・集団の中で一人一人が活躍できる活動や授業づくりを進め、自己有用感を育み、互いに認め合い心の通じ合う温かい人間関係づくりに努める。</li> </ul> <p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上のために、SNSやネット上のいじめなどの今日的な課題も含めた研修を行うとともに、学級経営力の向上を図る。</li> </ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、全児童を対象に計画的に行う。</li> </ul>
② 早 期 発 見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の実態把握のためのアンケート(遊び調査・生活アンケート調査を学期ごと)を実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。また、Q-Uテストの結果をもとに、個人の様子を把握し必要に応じて相談体制をもって対応する。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</li> </ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。</li> </ul> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、学校だよりや学級だより、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを掲載することで、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</li> </ul>
③ い じ め へ の 対 処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的対応を検討するため、危機管理委員会を開催する。</li> <li>・1週間、1か月、3か月の期間で保護者と連携を取り、経過を確認する。解決の最終確認は、校長の責任において行う。</li> </ul> <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul>